しみず年金定期預金規定

平素は、私ども清水銀行をお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。
お預け入れいただきました預金は、本規定で定めた条項によるほか、「しみず定期預金規定集」の自動継続自由金利型定期預金（M型）［単利型］に基づき取扱いいたしますので、ご一読いただきますようお願い申し上げます。

１．（預入対象者）

国民年金、厚生年金または各種共済年金（遺族年金、障害年金を含みます。）のお受取口座を当行に持っているか、または当行で新規に公的年金を振込指定いただく個人の方とします。

２．（預け入れ）

この預金の預け入れは一口１００円以上とし、期間１年の利払式自動継続自由金利型定期預金（M型）の通帳式（総合口座を除く）または証書式とします。

但し、新たにお預入れの方は、通帳式のみのお取扱いとなります。

３．（お預け入れ限度額）

お一人様、１，０００万円まで複数口座にて預け入れできます。

４．（自動継続）

この預金は、証書記載の満期日に前回と同一の期間で自動継続方式（利払式）にて書替されます。

５．（適用利率）

（１）この預金の利率は、お預け入れ時の自動継続自由金利型定期預金（M型）スーパー定期の利率（店頭表示利率）に当行所定の上乗せ利率を加えた利率を初回満期日まで適用します。

（２）自動継続後は、自動継続時の自由金利型定期預金(M型)スーパー定期（店頭表示利率）に当行所定の上乗せ利率を加えた利率を満期日まで適用します。ただし本規定第１条の条件を満たしていない場合は、上乗せ利率の適用はありません。

６．（規定の変更等）

（１）この規定の各条項その他の条件は、法令の変更、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２）前記（１）の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上

2024 年 11 月 1 日現在

清水銀行